

大同四年九月廿七日

〔信玄家法〕一食物到來之時、眼前伺候之衆少宛成とも可配分事、三略云、昔日良將用兵、有饋簞醪者、使投諸河、與士卒同流飲○下

廉潔

名稱

廉潔トハ、心性潔白ニシテ、寡欲ナルヲ謂フ、常ニ清貧ニ安ジテ、名利ヲ思ハズ、貨財ヲ貪ラズ、又官ニ在リテ私利ヲ營マズ、苞苴ヲ受ケザルガ如キ、即チ是ナリ、

〔伊呂波字類抄太_豊字〕廉直_{チヨク}

廉潔_{チヅ}

〔蓮步色葉集禮〕廉直_{チヨク}

廉潔_{チヅ}

〔令義解四考課〕清慎顯著_{謂清金胡威歸路間絹之類}者潔也、慎也、假如楊震暗夜辭者爲一善、

〔日本書紀_{十七}繼體〕二十四年二月丁未朔詔曰、○中略、令人舉廉節宣揚大道流通鴻化○下

〔山鹿語類三十〕清廉

師曰、大丈夫内清廉を守らざれば、公につかへ、父兄にしたがつて、利害此に萌して、天性の心を放し失つべし、清廉と云は、外の賄賂、内の財貨、さらに心に不付して、世人の難行所に卓爾と立て、更に不屈、これを清廉と云へり、内に清廉なる處あらざれば、外少しの利害に奪はれて、其守りを失ひ、心こゝに放失すべし、されば孔子は忍渴於盜泉之水、曾參は回車於勝母之間と云へる、是清廉の云に非ずや、さしも万鍾の祿を辭するばかり、高尚なる行跡ある人も、一紙半錢の事の至てわざかなる處に内に驚客の情生ずるは清廉の心薄くして、鄙客の情こゝに生すれば也、古人云、彼清廉之士、一榻白雲、半窓明月、金穴百丈、而不操銅山万仞、而不瞬と云へり、若し清廉の志あらざれ